

平成 18 年 3 月 08 日

岡山サッカーリーグ各リーグ常任運営委員会 委員長 殿  
岡山社会人連盟 役員 殿

社会人連盟委員長  
柴岡富美男

### 公式試合における審判員証の確認について（依頼）

標記の件につきまして、日本サッカー協会審判委員会より、『先月開催された本協会理事会（2005 年 11 月 10 日）において「公式試合における審判活動は、基本規定により本協会に登録している審判員以外の者が行うことができない。今後、これに反した場合は無効試合とする。」ことが、川淵キャプテンより改めて確認されました。各協会におかれましては、協会／審判委員会と各種連盟との連携のもと、今後行われます公式試合への登録審判員の割当および派遣が適切に図られるよう徹底をお願いします。』との通達がありました。

この通達に従うべく、岡山サッカーリーグをはじめ、各公式試合に於いて審判員証の確認を義務付けることにしましたので、必ず実施していただきたく、お願い申し上げます。

実施要領は下記に示します。

### 記

#### 1、実施期間

2006 年 4 月 1 日以降無期限

#### 2、実施時期

各試合開始前の審判員集合時（適時）

運営担当チームと各試合の常任運営委員、又は各大会の会場運営責任者が協力して、審判員証と本人を照合する。

#### 3、審判員証を不携帯の場合等の処置

審判員が審判員証を不携帯の場合、各試合の常任運営委員や、大会の会場運営責任者はその会場に代行できる審判員が居るかどうか関係者と協議し、居れば交代して試合を実施してください。代行できる審判員が居ない場合は、登録されていることを本人に確認の上、試合を実施してください。この場合、不携帯の審判員の所属、生年月日、氏名を記録して必ず当日中に報告してください。各リーグ事務局や連盟事務局は速やかに登録審判員であるかどうかの確認をすることとします。

万が一、審判員証と本人が一致せず、代行できる審判員が居ない場合は試合を中止し、上記同様に報告してください。報告の様式は任意とします。

#### 4、罰則等

不携帯の場合、本人及び所属団体に警告を行うこととします。

登録されていないことが判明した場合は、無効試合とします。

審判員証と本人が一致しなかった場合も含めて、規律フェアプレー委員会に報告し、懲罰を検討してもらいます。

以上